

まっぴらご

発行日 2014年9月25日
編集・発行 龍谷大学
矯正・保護総合センター
〒612-8577
京都市伏見区深草
塚本町67 至心館1階
TEL. 075-645-2040
FAX. 075-645-2632
発行責任者 福島 至
編集担当者 太田宗志、事務局

rcrc.ryukoku.ac.jp



第4回 矯正・保護ネットワーク 講演会を終えて

龍谷大学矯正・保護総合センター長 福島 至

本年2月に、南高愛隣会前理事長の田島良昭氏をお招きし、第4回矯正・保護ネットワーク講演会「罪に問われた高齢・障がい者の支援のあり方」を開催しました。

田島氏の講演をお聞きして、罪に問われた高齢・障がい者など問題を抱えた対象者に、出番と居場所を確保することが必要であると、あらためて痛感しました。もっとも、これは、特別の問題を抱えた対象者に限らない話です。誰でも、社会に復帰するにあたっては、その人自身が地域のつながりの中に、迎え入れられる必要があります。

対象者が社会でつながっていくためには、対象者を受け入れて支援する側も、いろんな意味でつながっていなければなりません。しかしながら、つい最近までこの支援のネットワークというのは、あまり密接に作ってくることができなかった。公的機関と民間団体の間のみならず、公的機関相互の間でも十分とはいえない実態がありました。

いまは、変化しつつあるときです。対象者に横のつながりをつくりなさいと働きかけるだけでなく、処遇や支援に関わる者自身が、自らの組織や仲間の殻を破って、積極的に横のつながりを作っていくべき時代です。とくに、矯正・保護の分野においては、人と人のつながり、組織と組織とのつながりなど、大きな意味を持っています。処遇や支援をする側が、うまくつながっていくことが問われています。

当センターが行っている事業の一つの柱に、社会連携・社会貢献活動があります。その役割は、矯正・保護に関わる人たちが出会い、連携を深めていく場を提供することです。

来る12月6日(土)、7日(日)には、本学深草キャンパスを会場にして、第3回日本更生保護学会大会が開催される予定です。当センターも後援します。この大会が、参加されるみなさんにとって、いい出会いとつながりを深める機会となるよう、願っています。そのとき、是非お会いしましょう。

センター主催 第4回矯正・保護ネットワーク講演会

2014年2月16日に開催した第4回矯正・保護ネットワーク講演会において、社会福祉法人南高愛隣会（コロニー雲仙）の前理事長の田島良昭氏に「罪に問われた高齢・障がい者の支援のあり方」と題してご講演いただきました。当日は200名を超える方々にご参加いただき、講演会は盛況のうちに終了することができました。

罪に問われた高齢・障がい者の支援のあり方

たしま よしあき
田島 良昭氏

社会福祉法人南高愛隣会(コロニー雲仙)前理事長
最高検察庁参与



開催日時／2014年2月16日（日）13:30～15:45

開催場所／龍谷大学アバンティ響都ホール

●開催趣旨

龍谷大学では、戦前から今日に至る浄土真宗本願寺派による教誨師活動の伝統を基盤に、1977年には矯正・保護に特化した教育プログラムとして「矯正・保護課程」を設置し、法務教官、刑務官、保護観察官等のほか、篤志面接員や保護司などの多くのボランティアの養成に努める一方、2001年に「矯正・保護研究センター」を設置し、矯正・保護の実務的課題への学術的検討を推進してまいりました（2002年度以降の8年間、文部科学省私立大学学術研究高度化事業に採択されました）。

開設5年目をむかえた矯正・保護総合センターは、この「矯正・保護課程」と「研究センター」が担ってきた教育活動と研究活動を有機的に連関させるだけでなく、これを基礎に、矯正・保護実務家、関連行政機関、種々の民間団体、矯正・保護に携わる企業家、法律家、地域の方々等、この問題領域に深い関心をもつ多様な方々に、それぞれの職業意識と相互理解を深めるための議論と研修の場を提供する事業を展開しております。

近年、更生保護事業の重要性が再認識され、その機能の強化とともに制度全般の改革が国によって進められています。当センターにおいても福祉との新たな連携を意識したこの改革の方向性と、特に、保護司の方々ที่担う新たな役割の意義について、この問題に関心を抱くすべての方々ที่理解を深める企画の提供に努めております。全国の更生保護事業を推進する方々、その活動に強い関心をもつ関係者の方々等が、それぞれの立場をこえて一同に会することのできる当センター主催の講演会において、この分野への理解を深める機会とさせていただきます。

●プログラム

- ▶司会 津島 昌弘（龍谷大学社会学部教授）
- ▶開催趣旨 福島 至（龍谷大学矯正・保護総合センター長）
- ▶講師紹介 浜井 浩一（龍谷大学大学院法務研究科教授）
- ▶講演 田島 良昭氏（社会福祉法人南高愛隣会（コロニー雲仙）前理事長）
- ▶質疑応答

●後援

浄土真宗本願寺派／京都府保護司会連合会／
京都府更生保護女性連盟／更生保護法人京都府更生保護協会／
京都 BBS 連盟／共同通信社／朝日新聞京都総局／
毎日新聞京都支局／読売新聞京都総局／
日本経済新聞社京都支社／京都新聞社



はじめに: 私たちの使命

ただいまご紹介をいただきました、長崎県から参りました田島と申します。私どもの、いま取り組んでおります問題は、罪を犯した、あるいは罪に問われた障がいを持つ人たちが、高齢の人たちを、どうしたら、本当に幸せな状態で、普通の暮らしを安心してできるような仕組みにできるだろうかというところです。

ただ、お断りしておきますのは、私どもは、あくまでも福祉の活動家でありまして、学者でもありませんし、研究者でもありません。あくまでも私どもは、生きる力の弱い人たちをどうしたら、きちっと支援をして、その人の人生が本当に、この世に生まれてきてよかったと思えるような人生を送っていただく、そのお手伝いをどのくらいできるか。それが私どもの使命です。そういう中で取り組んでおりますので、専門の皆さんから見ると、手ぬるいとか、ここは、もっと、こういうのをきちっとすべきだというご意見やご批判も、たくさんあるかと思えます。

ただ、いま取り組んでいることが、われわれが、できる力の精いっぱいのことです。ここは、ぜひご容赦をいただきたい。皆さんからのご意見をぜひいただいて、より充実してまいりたいと思っております。

南高愛隣会: 障がいを持たれた方たちとともに

いま、ご紹介いただきました、昭和 52(1977)年に、社会福祉法人南高愛隣会というものを、私が、ふるさと長崎に帰りました、つくりました。

知的な障がいを持った人たちと一緒に、そこで生活をしながら、その中で、障がいを持った本人さんたちの意見を聞いて、その人たちが入所型施設みたいな山の中にある施設の中で一生を過ごすことがないように、できるだけ普通の場所で、普通の暮らしを最後までできるように、そういう仕組みをつくりたい。

そういう福祉の活動をしたいということで、私自身も、当時 3 歳だった息子と、家内も一緒に施設の中に住み込みまして、以来、約 30 年、彼らと同じ施設の中で生活をしながら、本人さんたちがしたい願いを聞いて、それを実現させます。それを実際に行き、法律や制度を整えるというかたちで取り組んでまいりました。

最初は 7、8 名の子どもたちと一緒に生活を始めて、それが、だんだん数が増えていって、昨年の 10 月末に、36 年間務めました理事長職を退任しましたが、そのころには、サービスを提供している人たちは、およそ 2 千人を超えるぐらいの人が私の周りで生活をしておられるようになりました。

36 年ぐらい前のときは、入所型施設からスタートしたのですが、いま現在は、まったく入所施設もなくなってしまっています。ごく普通の場所で、普通の暮らしをしています。一緒に取り組んで活動していただいたお父さん、お母さんたちは、ほとんどの方が、もうこの世から旅立たれ、子どもたちは親を亡くしてしまいました。

ただ、親を亡くした子どもたちというのは、本当に哀れで悲しい状態になっています。若いとき、家族がしっかりしておられるところは、それなりに幸せだったのです。

だけど、どんなに元気で立派なお父さん、お母さんを持っていた子も、お父さん、お母さんが元気なときは幸せだったのですが、まずは、お父さんが亡くなり、そのときは、そんなには大きなショックは受けない。だけど、お母さんが亡くなったときには、もうほとんど動けなくなるぐらい大きなショックを受ける。その後の人生は、本当にひどい状況に、一夜にして転落していくという、そういう人たちをたくさん見てまいりました。

そうであるからこそ、ある面では、親亡き後も、きちっと本人が安心して幸せに生活できる仕組みをつくらなくてはいけない。そういうのが、すごく教えられたところでもあります。施設を担ってきた私たちも、やがて、あの子たちから別れていかなければいけな



いということになるのだと思います。そうすると、きちっとした支援の仕組みをつくって、それを法律や制度に落として、全国どこでも当たり前に行えるという制度をつくらなければいけないのではないかと。それを骨身に染みて感じているわけです。

支援の制度化への取組: 入所型施設から地域福祉へ

そこでまず私どもは、「働く」というところから取り組むことにいたしました。この社会の中で普通に暮らすというときには、どうしても働くことは避けて通れない話ですので、どんなに重い障がいを持った人でも、何らかのかたちで働く。働くために、どう職業能力を開発するか、ということを考えました。

そういう点から言うと、いまから 30 年、40 年前の社会では、障がいを持つ人たちが働くなんていうのは、あまり現実的な話ではなかった。ですから、まず、法律、制度をつくろうとしました。「身体障害者雇用促進法」を昭和 61(1986)年に「障害者雇用促進法」にして、知的障がい者の雇用の義務化を図りました。

ただ、社会の中で生活し、稼ぐということが非常に難しいという人たちもいるわけです。そうすると、その人たちは、障がいがあるが故に経済的な不利益を被るわけですから、ちゃんとした年金制度の仕組みをつくらなければいけない。それで、昭和 61(1986)年に国民年金の中に障害基礎年金という制度、法律もつくりました。

そういうかたちで、年金プラス自分が努力して働いた収入と合わせると、経済的にも、ある程度、安定して生活できるという仕組みを目指してきたわけです。それは、いまから 30 年ぐらい前に取り組んだものでもあります。

こうやって、働くところで旧労働省の人たちとお付き合いをしてみたら、障がい者について、まったく知らない人たちの集団でした。特に知的障がいは、「何ですか、それは」ということですね。当時は精神薄弱と言われたのですが、そういう障がい児をお持ちの役人さんは、ご存じですけど、それ以外の役人の方は、精神薄弱者なんていうのは「それは、よそに行ってくれ。ここは労働省だから」というような、けんもほろろの状態でした。

ところが、障がい者問題に関わった役人さんたちが非常に力を発揮できるようになって、やがて事務次官までいけるというルートがつけられました。障がい者問題に取り組んで頑張った人は、ほとんど、その後、事務次官までなっておられるわけです。

法律や制度を生み出していく場合に、役人さんたちに手伝っていただくというのは、やっぱり非常に大きな力になった。それが私、自分の原体験みたいになっているのです。何をしても、やっぱり専門の人たち、より多くの人たちに力を貸していただかないと前に進めない。そういうことが基本にあります。

そうやって、地域で、普通の場所で生活するように、入所型施設から地域福祉へという転換をさせていくのです。

そういう中で、この長崎県では、それを具体的に一つずつ、つくってみました。2 千人の人たち全てが、いろいろなサービスを受けながら、生まれ育った地域の中で、普通の暮らしを安心してできる。しかも、隣に愛する人と寄り添ったかたちで暮らすことができるまで長崎県はきています。

『獄窓記』の衝撃:現在の取組の原点

そういう面では、私も、障がいを持った人たちが幸せになってきたのではないかと、少しうぬぼれていたところもあったわけです。それが本当に打ち砕かれるような思いをしたのが、平成16(2004)年の山本譲司さんの講演を聴いたときであります。

山本譲司さんが自分で、刑務所で体験した体験録を『獄窓記』として書かれて、それを講演で、いろいろお話をされているところでした。ちょうど、山本譲司さんのお話を聴く機会があって、そのときに、厚生労働省の障がい福祉を経験した審議官とか課長とか、幹部クラスの5人の役人の人たちと一緒に、山本譲司さんのお話を聴いたのです。

終わって会場から出て行くときに、私も入れて6人のメンバーは、すぐ近くの喫茶店に行き込んで、コーヒーをすすりながら、黙って45分間、みんな一言もしゃべれない。「もう、帰ろう」と言ったときに、「これ、事実だったら大変だよ」と言葉が漏れました。

これが、もし事実だったら、私たち福祉に取り組んできた人間は何をしていたのですか、という話ですから、それは、もう本当に立ち上がることもできないぐらいに、実を言うと、大きな衝撃を受けていました。

もちろん、その任に当たった、障がい者のための行政を一生懸命やった役人も、本当に立ち上がれないぐらいだったので。それで、6人で顔を見合わせて、黙って過ごした時間。そのときに私どもの取り組みの原点みたいなものなのです。

われわれは「自分たちはプロだ」と思っていたわけですが、私たちが気付かない世界があったということです。

これは、大変なことだということで事実を確かめようと、まず、刑務所に問い合わせました。「お宅の刑務所は知的障がいを持った人、高齢で認知症の人、あるいは身体に問題があって動けない人は、どのぐらいいますか」ということを刑務所にお尋ねしたのです。そうしたら、私がお尋ねした刑務所は全て「一人もいません」と言いました。

矯正局にも問い合わせました。そうしたら、「さあ」と言いました。山本譲司さんのお話にコメントのしようがない。何人いるのですか。「いません」と言うのですよ。「普通の刑務所にはいません」と。

じゃあ、どこにいるのだと。障がい者はいないのですかと尋ねたら「います」と言う。どこにいますかと尋ねたら、「医療刑務所にいます」と。精神薄弱と言われた知的障がいの人は、どこにいますかと尋ねたら、「1%前後ぐらいは、いると思う」と言う。どこにいますかか加えて尋ねたら、「少年刑務所にいます」と言う。何故かという、「知的障がいだから少年ぐらいだ」と。「そこにはいると思う。あるいは医療刑務所にいると思う」と言う。

こういうような本当に要領がつかめない話でありました。ですから、自分たちが勉強会を始めることにいたしました。

私は当時、宮城県社会福祉協議会をお預かりしていま

し

たので、県の社協として、勉強会を立ち上げました。その中から、厚生労働科学研究というかたちで、いろいろな資料が出てきました。厚生労働省としては、もし、これが本当だったら、大変なことだと、実は、みんな少し怖いと思いますが、とにかく切り込んでみようということがあったのだと思います。

ここは、一番元になります。この数字のところの一つ、皆さんにもご理解をいただきたいのは、これは浜井先生たちが、ずっと先ほどお話があったように、実は50年前から、いろいろなデータから見て気付いておられたのです。ただ、浜井先生たちの意見は、たぶん法務省の中では、ほとんど取り上げられなくて、あんまりおっしゃると、「おまえ、黙っている」と言われたのじゃないかと思う。

これは、どういうことかと言うと、平成18(2006)年のときで、厚生労働科学研究のスタートした年ですけど、新入で刑務所に入る人たちは3万3千32人いました。

実は、私が矯正統計年報というのを一番最初に見たのは平成15年のデータでした。実際、今日お持ちしたのは、研究を始めたときの最初、スタートのときの数字です。

そして、いま、それが平成24(2012)年、去年の矯正統計年報で言う、新入総数が2万4千780人になっている。これも、ぜひ皆さんに考えていただきたい。これは6年たったときに、新しく刑務所に入る人たちは2万5千人を割っているということです。3万3千人だったのが2万5千人になっている。すなわち、年間およそ1千人以上ずつ、刑務所の中に入っている人が、ずっと減ってきています。

なぜ減ったのですかと言ったときに、こういう理由で減ったのです、というのが出てくるじゃないですか。でも、出ていないですね。ほとんど分かっていない。統計は、きちっと取ってあるんですけど、ほとんどの関係の人たちが、中身をしっかりと精査して、なぜ、こういうのが、ずっと減ってきているのか、なぜ、ここが増えていっているのかという、その「なぜ」というところの分析が非常にうまくいっていないのではないかと思います。

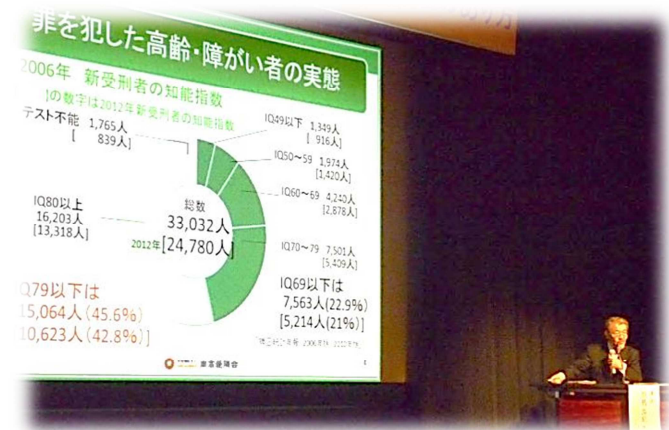
何よりも衝撃的な話があります。「IQ69以下」というのが、7千563人です。これが実を言うと、私たち、厚生や福祉に関わるものが衝撃を受けた数字なのです。「何だ、これは」と言って。私は最初に、この数字を見たときに、このIQの分析に本当に鳥肌が立ったのを覚えています。ええ、こんな資料があったのかと。実を言うと、私たち、福祉の関係者は、こういうものがあるということをもまったく知らなかったのです。

ここで驚いて衝撃を受けたのが、この22.9%という数字です。何と、この知能指数が69以下というのが、知的障がいの基準になっている。例えば、京都なんか、この69以下というのが基準になっています。しかし、東京は、79以下です。横浜も79以下。名古屋も79以下。大きなところは、この79以下。知能指数が79以下の人たちを知的障がいとする、一応、目安は、こうなっています。

わが国は二つの基準に分かれています。一つは69以下と、二つ目には79以下という二つに分かれて知的障がいを決めている。あとは社会適応能力です。社会に、どう適応する能力があるかを基準にして知的障がい者を決めているのです。

ここは、大都市で専門家、判定をきちっとする専門家、職員なんか、たくさん抱えられるようなところは、これができるのでしようけど、京都も、どうか分かりませんが、長崎県みたいに、あまり、そういう職員も、たくさん持たないところは、こんな69以下になって、47都道府県のうちの、たぶん40県を超えるぐらいのところは、IQ69以下になっています。

いずれにしても、ここが、刑務所の中で、これだけの数がいるというのです。この衝撃が、実は私たちが、この研究を始めた一番大きな動機になっています。山本譲司さんのお話も驚きですけど、これにもし気付かなかつたら、私たちは研究を始めなかった。これを見た限り、もう目をつぶるわけにはいかんということで始めたわけなのです。



そして、これも、先ほど、浜井先生のお話の中に「50 年前から変わらない」とおっしゃっていましたね。このパーセンテージは、だいたいこの 50 年間、ほとんど変わっていないのです。数値は違いますけれど、このパーセンテージは、だいたい 20%から25%の間ぐらいで推移しているということでもあります。

これですね。ぜひ、皆さんにも覚えていただきたい。この間、出てきた『犯罪白書』です。相変わらず、公に出てきているものは、知的障がい者の数は1%前後になっています。いま、役所、法務省の幹部の皆さんたちの共通した意識というのは、「4分の1ぐらい、知的な障がいを持った人がいますね」というようなことを平気で話されるように変わっています。

しかし、統計上や、いろいろな公文書で言うと、相変わらず、1%となっています。ここに非常に矛盾があるわけで、法務省の中でも、考え方に相当ばらつきがあるということです。これは、この点について、研究者の方々にぜひご注目をいただきたいのです。

すなわち、ここで、いろいろな施策をするときに、基礎データについての考え方が違うと話が食い違ってしまって全然、前に進めない。この数字は非常に大事だと思います。

もう一つ注目しなければいけないのは、この「テスト不能」です。およそ 5%。ここが、実は深刻な処遇上の問題を起しているということです。これは、いろいろな障がい、特に認知症の高齢の人たちが、いま、どんどん増えてきていますから、この「テスト不能」の中に相当数の認知症の人がいないかどうかです。この辺の検証は、まったくなされていません。

現実には、いま刑務所の中での大きな問題点を数字で表すときに、丁寧に検証がなされ、また一般の国民の皆さんに分かるようなかたちで、説得力のある数字になっていないのではないかとことです。ここはぜひ、みんなで直してみ、いったい、どのぐらいの人がいますかというのをもとに取り組まないと、ずっと後まで響いてくるのです。

ずっと後とは何ですか。これは、まず、矯正施設の中での処遇をどうしますかというところの分類の中でも適正に生かされていない。仮出所の問題についても適正に生かされない。何よりも生かされないのは、彼らが社会に出てきたときに非常に大きな不利益を被るということを誰も考えていないということです。

出口支援の必要性: 司法と福祉の間の感覚のずれ

ここから見えてくることは、まず、矯正施設は、入ったときの分類を徹底的にやり直す必要があるということです。

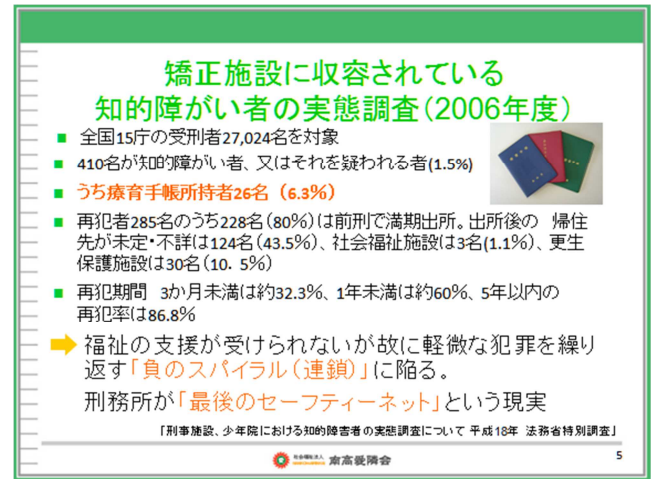
入り口のところで、きちっと、その人の状態を見て、そして、何のために刑務所に入れているのですか、何のために、ここにいますかという、その「何のために」を知るためには、やはり適切に分類すること、あるいは、障がい者の場合は、障がいの部分をきちっと捉えるのが大事ではないかと思っています。

これは、もちろん矯正局でも、こここのところをもう1回、強化し直すべきではないかということは、いま申し上げているところでもあります。

こうやって、平成 18(2006)年には非常に過剰収容だったところ、全国で 15 庁の刑務所の調査をしていただきました。これは自己申告でお願いしたのですが、当時、この第1次厚生労働科学研究の数字が出たときに、2 万 7 千人のうちから、刑務所の医者と心理技官の人たちに判定をもらって、「いま、うちの刑務所には知的障がいの人が、何人います」という申告をしていただきました。

このときに、410 人という数字が出たときに、研究者 50 人ぐらいで研究をやっていたのですが、みんな、「うわあ」と言ったのです。

そのときに法務関係の人たちは、いままでゼロと言っていたから皆さん、驚かれた。「え～、そんなに多いのか?」と。われわれ



福祉サイドは、「ええ、そんなに少ないの」という感覚でした。

これが、いま司法関係の皆さんと、われわれ福祉の関係、あるいは厚生労働行政に携わっている人たちの感覚とのずれです。このずれをどうやって埋めるかが非常に大きな課題だと思います。

何よりも私が、これを皆さんに深刻に受け止めるようお願いしたのは、刑務所側から「410 人いる」と出てきた数字です。なのに、このうち療育手帳、すなわち、社会に出てきたときに知的障がい者という認定をもらえる人は、わずか「6.3%、26 人」しかいない。本人も周りも誰も知的障がいとは気付かなかった。「知的障がいではないか」と刑務官、医務官たちが言う人たちでさえ療育手帳を持っていない。つまり、94%ぐらいは障がい者と思われていないのです。

でも、社会に出た途端に障がい者なのです。どうしようもない。刑務所の中でさえも、どう処遇していいか分からないとか、非常に手が掛かると言われていた人が、普通の社会に出てきたときに、どうやって生きていくのでしょうか。本当に、一步出たときから、手厚い支援がないと生きていけないという人たちが何と94%いる。ここが非常に深刻なところだと思います。

出口支援への取組: 地域定着支援センターと刑の一部執行猶予

それでは、先に進みましょうか。

こういうデータをもとに、私どもは法務サイドと厚生労働サイドに勧告しました。速やかに法律や制度を整えるべきだと。それで果敢にいろいろ、いま取り組んでいただいています。この第1次の厚生労働科学研究のときに、厚生労働省に、社会につながる架け橋としての定着支援センターをつくっていただきました。

今年の4月からは、福祉の支援を必要とする、矯正施設を退所した障がい者も地域移行支援事業に乗せるということになります。これは、普通の入所型施設から出てきた人たちや病院、精神病院から出てきた人たちを、福祉の支援をするのと同じように、矯正施設すなわち刑務所から出てきた人たちも、地域移行支援事業に乗せて手厚い支援をしていくということになると思います。

法務サイドでは、お手もとの資料に書いておりますように、いろいろな改革をしていただきました。

ただ、これは中身が、うまくいっていません。かたちばかりになっているというようなところもあって、私たちが願うように、障がい者とか、高齢者とか、まだしっかり受け入れられていない。ちゃんとできるようになっていない。それをどうやって少しずつでも、より充実したものにしていかが大きな課題だと思っています。

今では9割の人が熱心に協力していただいています。

特に、ここで被疑者となった高齢者、障がい者の支援というときに、一番われわれが気を使ったものは、「この人たちというのは、どういう人たちですか」というものでした。というのは、実際、われわれが研究を始めてみると、知的障がいを持った人たちは、いろいろなかたちで、冤罪とか、取り調べの仕方とかで、非常に不利益な状況に置かれている人たちが相当、出てきたのです。

私自身、30年以上、障がいを持った子どもたちと一緒に生活していると、本当に、つらい思いをしたことが何度もあります。これも厚生労働省の研究班として取り組みました。

ここで、いろいろなモデル事業を行ってみました。この中で重要なのは、地域社会内訓練の流れをしっかりつくる必要があるということです。先ほど、出口支援のときには、罪を償って出てきているわけですから、出てきた人たちは、普通の一般国民と同じように、福祉サービスをきちっと提供して、彼らが安心して社会の中で生活できるようにすれば罪を犯さずに済むというところへ行くのですけど、入り口支援になると、執行猶予が付くとか、保護観察付きで執行猶予を付けていただく。これは裁判所に、「刑務所に入れずに、私たちに、できるだけ預けていただけませんか」ということで働きかけてきたわけです。そうすると、この福祉サービスのところで、教育訓練ができるものを、つけないといけない。

そこで、岩手県、栃木県、滋賀県、長崎県の4県で社会内訓練事業のモデル事業をやろうとしたのです。3年間かけて、結局、岩手も栃木も滋賀も、この社会内訓練をつくり上げることができませんでした。長崎だけ何とかできました。それだけ難しいです。検察で不起訴にして、そこから受け止めていくというのは非常に難しいです。ここをどういう具合にするのが問題だということには分かってきました。

それから、それぞれの、判定委員会だとか、更生プログラムの開発委員会だとか、検証委員会だとかいうものをつくって、社会の中で、この人たちを、刑務所に入れるより、ここでやった方が再犯防止にもなるし、本人の更生にもつながるというものを試しに行ってみたということです。

国への申し入れ： 取り調べ全面可視化と「通訳人」設置の必要性

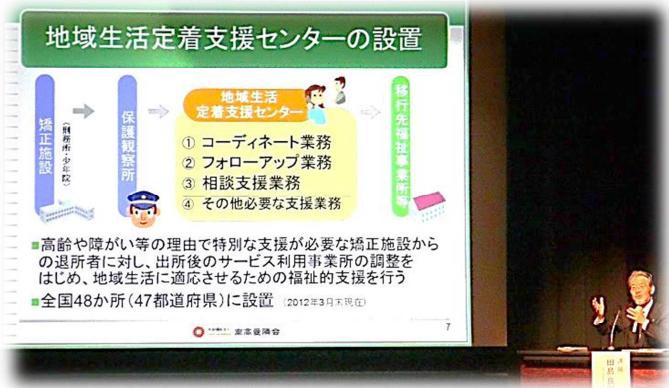
結論から申しますと、司法、法務省に申し入れをしました。

取り調べは録音・録画による全面可視化が必要です。なぜかという、警察や検察で書かれた「調書」と言われるものを、この研究で読ませていただきました。そうしたら、明らかに知的障がいと認められる人たちの事例では、まったくひどかったのです。われわれ福祉の専門家から申しますと、「何ですか、これは」ということです。

これは、どう考えたって知的障がい者の人が話した言葉とは思えないものがたくさんありました。それを言うのだったら、この人は知的障がいではありません。こういう言葉、こういうことを言えないところがハンディキャップなのです、知的障がいの人には。

そう言わざるを得ないような調書がまかり通って、裁判が法曹三者と言われる人たちが、まったく、知的障がいというものを理解しない人たちが、自分たちの世界だけで通用する言葉でもって、ぼんぼんと決めてしまっているのではないのでしょうか。

それなら、試しに調べてみようということで、日弁連の協力をいただいて、弁護士さんのところで、「知的障がいとは何ぞやということ自分を、ある程度、理解していると言われる人たちは、どのぐらいいますか」という調査をしたのです。そうしたら弁護士会では数%でした。90%の人たちは「いやあ、よく分からない」と回答しています。



さて、お配りしたのものには書いていないのですが、ぜひお考えをいただきたいと思えますのは、「刑の一部執行猶予に関する法律」が先日、国会で成立しました。

これは、懲役3年と言われたときに、2年間やったら、あと1年間は社会に出て、社会の中で、しっかりトレーニングをしないという法律です。この法律が通ったということは、実は、すごく大きな意味があります。すなわち、裁判官が刑を言い渡したときに、刑務所の中ではなくて、社会の中できちっと教育、訓練をやった方がいいのではないかとことを裁判官が判決で言い渡すことになるからです。実は、知的障がいとか、いろいろなことに取り組んで気付いたのですが、刑務所から出てきた人たちは、障がい者の場合ですと、80%ぐらいが満期で出てきます。65歳以上の高齢者の場合も80%以上が満期で出てきます。

仮出所して出てきた人たちも、刑のおよそ80%から90%の執行をされた後、最後の残りわずかのときに、ご褒美みたいな感じで出てきています。

そうすると、社会に出てきたときに、例えば、知的障がいの人たちが満期で出てきたときは、ほんと社会に放り出されたのと同じ状況なのです。刑務所は障がいを持った人たちにとっては、ある面では、ある程度安心して生活できる場所になってしまっています。

「刑務所が楽だから」と言う人たちも、たくさんいるのです。刑務所の社会と、私たちがいま生活している社会とは、相当の開きがあります。障がい者や高齢者を刑務所から社会に出すときは、緻密なプログラムをつくって、ステップを踏んで、社会で適応できるようにしていかなければいけないのではないのでしょうか。有期刑で懲役何年と判決された人は全て、社会に出るときをしっかりと見て、できるだけ矯正教育は、しなければいけないのではないかと思います。

入口支援への取組:厚生労働科学研究

いままでお話ししたのは出口支援、すなわち刑務所から外に出る段階だったのですけれど、実は入り口、すなわち、この刑務所に入る前の段階に、いろいろな問題があるということが分かってきました。

それで第2次厚生労働科学研究が、平成21(2009)年から平成23(2011)年にかけて行われました。ここで、すごく問題だったのは、矯正局と保護局は、ある面では非常に早い段階から、いろいろなかたちで協力をいただきました。ところが、刑事局は、何度もお願いしたのですが、返事もしないですね、あそこは。特に検察官というのは無愛想ですね。

しかし、その中で、すごく思ったのが、まともな検察官も、たまには、ちらちらいるということです。9割は駄目だとかと言っていたのですが、1割ぐらい、「おお、じっくり話を聞こう」という人たちが出てきたのです。ここの皆さんたちのところから少しずつ、いろいろな助言をさせていただいて、研究を始めました。

ある程度、理解できる、よく分かっているとおっしゃっている人たちは本当に数%でした。後で、最高検察庁から全国の検察官にも調査をかけました。これは公に何%と発言はできないですけれど、やはり弁護士さんたちのところとそう大きな違いはありませんでした。

さらに、裁判官のところには、ぜひお願いしますというので、やったけど、返事もよこさない。やるとも、やらないとも言わないですね。仕方がないから、私が個人個人で歩いて 50 人の裁判官の方に、お願いして行いました。

よく分かっているのは 2 人でした。知的障がいなのが、ある程度は分かるという。「実は、うちの息子も、うちの娘も」と言う方が、2 人おられました。その方は「分かります」とおっしゃったけれど、ほかの方は、「本音を言うと、よく分からない」。これは正直な話、そうです。50 人中 2 人ですから 4%です。

そうすると、司法、法曹の三者と言われる人たちのところにも、知的障がいとは何ぞやというところをお分かりの方が非常に少ない。そういう中で行われるから、当然、あんなつくられた調書に基づいて審理されてもすつと通るのだと思います。しかし、裁判になつたら、そうはいきません。裁判員になる一般国民の皆さんは、あんな法律用語で書かれた調書ほとんどは分からないわけですから。となると、必要なものは、裁判員の方に分かるやり方、方法は一つしかありません。それは、取り調べの録音、録画による全面可視化です。これは是非行う必要があります。

それから、知的障がい者を取り調べるときは通訳的役割の人を入れる必要があります。なぜなら、知的障がいの人は、捕まると、警察に「おまえがやつたんだろ」と怒鳴られれば、「はい」と言ってしまうのです。よく分からないけど何か、わあつと言われて、「はい」と言ってしまう。言葉のよく分からない国に言って、どこからか、「こら」とか、何か、わあつと言われたときに、よく分からないけど「イエス、イエス」と言ってしまう、あれと、まったく同じ状況に置かれているのです。ですから、通訳みたいな人が、きちっとしてくれると、うんと楽になります。罪に対する罰ではなく、刑務所から出所した後に罪を繰り返さないためには、どうすればよいかということを考えて、処分や量刑を決めてくださいと申し上げました。刑務所に送るためにつくられるようなやり方、取り調べの仕方みたいなものが最初にあつて、それに合わせて筋書きがつくられるようなことは、やはりすべきでないのです。罪を繰り返さないために特別な支援が必要な高齢者、障がい者のための福祉と司法が協力した新しい仕組みを考えていただきたい。こういう申し出をいたしました。

法務・検察の変化： 「一件落着」から再犯防止、社会復帰への歩み

そして劇的に変わったのです。劇的に変わったのは、最高検察庁です。村木さんの事件が一つの契機になり、最高検察庁が動き始めました。そのときに、ここの中に知的障害者専門委員会というものをつくっていただきました。これは障がい者の問題です。ここで、なぜ知的障がい者かという、障がい者、高齢者という枠組みというのは非常に範囲が広いです。そして、数字や、いろいろな基礎データみたいなものも本当にそろっていません。

この中で唯一、知的障がい者だけは矯正統計年報に、先ほど出ましたような数字とか、平成 18(2006)年の特別調査だとかいうのが次々として出ております。

そうすると、最高検察庁として取り組むときには、障がい者という異様に広い範囲内や、高齢者まで入れてのうんぬんより、この知的障がいで、きちっとデータをもとに、一つのものをつくっていき、その周辺にある人たちのところに広げていく方が、業務としてはやりやすいので、ここは、そうしました。

われわれの研究班からも 3 名が参与というかたちで最高検の

、

中に入りました。いままで、ここで言うと、「捜査・公判」、すなわち、取り調べと裁判のときに、検察官は、判決までは頑張りません。「一生懸命、検察官が仕事をやったよ」と言います。これは弁護士さんたちもそうですけど、検察官の人たちのところは『遠山の金さん』なんかを見過ぎですよ。一件落着。ありましたね、江戸時代の名奉行さんが「一件落着」と言うでしょう。ここで「一件落着」しているのです。しかし、その後が非常に問題です。矯正施設の中で、どうやっているかとか、更生保護のところとか、再犯防止上の配慮が、どうされているかとか、社会復帰の問題、すなわち、刑事政策全体を、ある面では見なければいけない検察官、あるいは弁護士の業務が全て、判決が下つたところで「はい、一件落着」で終わっているのが我が国の現状で、その先に行っていないのです。検察制度の見直しもそうです。それをすべきではありませんかというので、捜査、公判だけではなくて、再犯防止、社会復帰、刑事政策全般にわたって、ここで検討致しましょうということになりました。

まず知的障がい者の「気付き」調査、これをやりましょうということで、平成 23(2011)年 10 月から平成 24(2012)年 4 月までの半年間、各検察庁が、どうも知的障がいではないかと思う人たちが出てきたら、その取り調べの仕方、状態を最高検察庁に報告しなさい、というのを出したのです。それで報告をいただくようになりました。そうすると、全国の検察が一斉に、知的障がい者とは何ですかという勉強を一生懸命、始められました。「知的障がいって、こんな人たちなんだ」ということを相当、まず勉強しました。そして、ここで気付いたことを報告しています。最高検察庁が出した資料で、ご確認いただくと、はっきり数字が増えていています。

ここで、まず気付き調査をして、これをそのまま録音、録画をかけるのです。ですから、知的障がい者、あるいは障がい者に対する録音、録画の資料も、いま一番たくさん増えてきています。そうすると、いままで文書にされていたものを今度は録音、録画ですと、検察官も非常に楽になってきているということでもあります。

五つの地検で、医学や心理学や教育学、特に社会福祉関係に詳しい人たちが、助言や立ち会いなどというような様々なかたちで入っていただいています。社会福祉の専門家の意見を聞くということが検察では、いま、どんどん進んでいます。

東京地検では、東京地検の職員として社会福祉士を配置しました。それで社会復帰推進室をつくったのです。これは、検察事務官と社会福祉士がチームをつくって、検察官も入れて、社会復帰支援室をつくって、最終処分をするときに次の社会福祉施設につなぐという。定着支援センターにつないだり、社会福祉施設につないだり、更生保護につないだりというものを始めています。

仙台も仙台独自の動きを始めました。札幌地検も去年の 12 月から始まっています。仙台の例なんかを見ますと、1 カ月に 100 例を超える障がい者の最終処分に、この社会福祉士が関与しています。いままでと、まるで違う取り組みの仕方が、入り口のところで始まってきたところなんです。ここで、検察官が現地勉強会というのを非常に丁寧に、いまも続けておられるのです。



一番遅れてやってきた検察グループが、いま非常に先頭を切って、そういう取り組みを始めていただいています。

そういうものができると、この後で、さらに出てくるのが長崎です。ここで、モデルをつくってみました。

この特徴的なところは、最高検察庁と長崎地方検察庁、長崎県弁護士会、長崎県地域生活定着支援センター、南高愛隣会の5者による協働の取り組みです。それぞれの機関が自分の専門の業務を行うとき、他の機関と密接に連携して被疑者の将来を考え、支援の協働作業を行います。検察と弁護士、仲が悪いのですが、このごろは長崎ではお友達の関係になっています。このお友達関係というのは、被告人とか被疑者の人の幸せを両サイドから考えるという「協働作業」と本人さんたちは、おっしゃっていました。この「協働」という試みが長崎で始まりました。いま、3年たっておりますので、相当みんなが仕事に慣れてきたころだと思います。全国に、こういうものが広がっております。いま関西だと、滋賀県とか、和歌山県とか、島根県、宮城県、長崎県、こういう5県に広がっているところでもありません。

女子刑務所支援： 「分類」の改善策と出所後を見通した手当

お配りした資料の一番最後のところに、女子刑務所支援の流れのイメージを出しておきました。これは矯正のところ、いまから取り組もうとしているところ、3カ月ぐらいたら、「本当だったね」となるかもしれません。いまのところでは、まだ、「予定」です。これは、検討中というか、きちっと固まらない状況です。

発表できるのは、こういう、女子刑務所、三つをきちっとモデルにして、やりますよということだけです。矯正局がやりますというのは、この中身は、ちょっと違うのですが、取り組むことは決まりました。予算も、だいたい付きそうだと聞いています。

ただ、まだ、「決まった」と言えないのは何でかといったら、国会で予算が通っていないのです。まだ審議中ですよ。あれが通らなると正式には言えないんだなんて、おっしゃっていました。法務大臣は相当、自信を持っておられましたから、たぶん間違いないでしょう。

この周辺になると和歌山刑務所がモデルに入ります。関東は栃木刑務所、九州は麓刑務所の三つの女子刑務所で導入されます。女子刑務所は、いま、いろいろな問題点が集中しており、まだ過剰収容が続いているような状況でもあります。特に覚せい剤の人たちも非常に多い。男子の刑務所も大変だなと思ったけれど、女子刑務所の人たちのところは私はあまり知らなかったのです。堂本前千葉県知事より、ご指摘をいただき女性特有の問題を深く追求して女子刑務所を再調査することになり、性差医療、出産・育児、男性からの迫害、認知症の増大、社会復帰の困難等入口から出口までを地域ぐるみで取り組むことがすごく必要であることが見えてきました。

そこでまず、堂本さんが関係の県知事さんに協力をお願いしてまわられました。3県のところは佐賀県の古川知事、和歌山県の仁坂知事、栃木の福田知事、皆さんが快諾、「全面的に、知事が先頭になって手伝います」とおっしゃっていただきました。地方自治体の担当職員や、地方自治体関係の、いろいろな機関が、この中で、いろいろ手伝い、法務省の職員だけで取り組むのではなくて、地域の専門家やボランティアとかが、部分的に分担し、まず分類のところ、しっかりと担うのです。

例えば、刑務所でやった知能指数が69以下の人で、療育手帳を持たない人は全員、持たせるようにします。あるいは、この分類のところ、障がい認定をしっかりと行います。先ほど言ったように、特に女子刑務所のところは、認知症のおばあちゃんたちが、たくさんおられるのです。認知症はどんどん進行してい

ますので、そういうものは、しっかりチェックします。そういうものを入口でつけれないかということなのです。

それから、手帳とか、そういう認定の手続きみたいなものも、実刑判決を受けて、「社会適応能力がないので実刑で刑務所に入りなさい」と言われた人たちのところは、社会適応能力が著しく問題があるということと知能指数とを合わせて、障がい認定が取り入れられるのではないかと具合に思っています。受刑中に障がい者手帳、あるいは認知症の認定をしっかりと受けると治療もしやすくなります。

社会に出てくるときに、手帳を持っている、認定されているということが非常に大きなプラスになっていくわけです。入所時、受刑中の配慮なんかも相当できやすくなるのです。

女子刑務所は、殺人を犯した人から、100円のパン1個を盗んだ人まで合わせて入っています。それと、摂食障がいのように、体重が35キロ以下のようになっているような人たちなんかもおられます。それを刑務官の人たちが必死で守っている。そういう福祉施設でさえ、できないようなものを行っているわけですから、もっとしっかりとできるようにしたいのです。これには、二つここで大きな切り口が出てくると思います。

一つは、出所に関わる配慮をすべきではないか、ということで。仮出所の最短期間である刑期の3分の1の経過時点で仮出所を検討するという仕組みがあるのではないかと、ということで。特に認知症とか、病状の非常に進行しているような方は、できるだけ早く社会に出すべきです。

これは判決時のとき、そう感じられなかったのが、入った途端に悪くなっていていっている方が相当おられますので、ここは、この3分の1条項というのをもう一度、見直すべきではないかということです。

もう一つは、刑の執行停止です。70歳を超えた人たちや、病状の非常に重篤な状況になった人は、すでに執行停止ができるというような法律になっているわけです。ほとんど寝たきりの状態になっているような人の刑の執行停止をすとか、先ほどお話ししたような、刑の一部執行猶予のところをできるだけ活用すとかは、現行法上でできると思います。

多機関による協働： 「寄り添い弁護士」制度化に向けて

この三つの女子刑務所のところ、こういうものを実行するとき、これは各都道府県知事が、ここで参加します。知事が参加するということは、地方行政が、みんな関わることになります。

それから、例えば、社会福祉協議会とか、地域の社会福祉の団体とか、医師会とか、そういう、いろいろな地方行政の関係の人たちも含めて、刑務所のところに参加していただきます。

同時に、検察庁も参加していただくし、法テラスも。日本弁護士連合会も「全面的に協力します」とおっしゃっていただきますから、地方の弁護士会も関わっていただきます。

そして、弁護士さんのところでは、この一つ前のところに、「寄り添い弁護士の制度」というのが出てきています。これが、結構、面白い。社会復帰するまで、検察官が、いろいろなかたちで目配りをするということは最高検察庁で定めてやればできます。しかし、もう一方の弁護士さんたちは業務でやっていただきます。判決が出されたら、そこで終わりではなくて、そこから後、ずっと、社会復帰まで寄り添ってもらいます。

特に、女子刑務所におられる受刑者の人たちは、法的なトラブルを山ほど抱えているような人たちもたくさんおられますから、そこは、やっぱり弁護士さんが寄り添ってもらいます。

怖いお兄さんたちと関わるときは、弁護士さんたちだけでは難しいというときもあります。そういう組織の人たちと関わるときは、やはり検察や警察が協力してくれないと、なかなか難しいのです。

そういうことで、先ほど言った協働作業、仲良く検察と弁護士が力を合わせることによって、問題を解決できるのではないかと、この「寄り添い弁護」も、弁護士さんたちの果たす役割が非常に大きくなっていくのではないかと思います。

これまででは、趣味とか、ボランティアで、志の高い弁護士さんたちにやっていただいていたのです。そうではなく、これを業務として行っていただきます。高齢者、障がい者の業務を行うための費用をどうやって出すかというのは法律改正が必要ですので、その法律改正のための委員会が間もなくスタートします。それで、できれば、この秋の臨時国会辺りで法律改正をして、お金が出せるようにしたら、どうでしょうか。ここは案外、間もなく動き出すと思いますし、私の「ほら」話ではありません。こういうものをいくつも、いろいろな角度から、それぞれの皆さんたちが専門のところから関わっていただいて、それをずっと集めて、「面」というようなかたちで支える仕組みをつくるのが、すごく大事ではないかと思います。

厚生労働行政への注文: 社会の受け皿づくり

これに関して、もう一つ一番大切なのは、たぶん社会の中で、それを受け入れる受け皿をしっかりつくらないといけないということです。「そこは、どこですか」というと厚生労働行政になってくると思います。

それで今回、実は、厚生労働事務次官に対して、5つの事項について申し出を行いました。

一つ目は、まず医療です。医療のところ、刑務所の中も外も含めて、こういう罪を犯した障がい者や高齢者、特に高齢者のところは、医療がきちっと整わないと非常に難しいのです。例えば、認知症が、どんどん進行していつているものを、ちゃんと認定していただいて、この人については刑の執行停止をすべきだとか、3分の1条項で早く出すべきだとか、医療機関で受け止めましょうとか、そういう受け皿まで含めて、医療が相当、力をいただかないと解決できません。

二つ目は、高齢者福祉です。これは役所が、なかなかまとまって取り組むところがありませんので、そこは事務次官が指揮をさせていただいて、高齢福祉という視点で、しっかり仕組みをつくらなければならない。

三番目は、障がい福祉です。これは「障がい」と言っても、知的障がいだけではなくて、精神障がい、それから特に、いまから問題になるのは難病とか、発達障がい系の人たち、こういう人たちのところは、いま、まだ、非常に日が当たっていませんので、ここは、しっかり考えていただきたい。これも障がい福祉というかたちで、ハンディキャップを持った人たちのところをきちっと捉えることです。

四番目は、貧困、生活苦ですね。生活苦がある故に、高齢者が、生活苦のために罪を犯すということも相当あるわけですから、その方たちが、社会に出てきたときに、どういう具合に、それを支えていきますかという、この辺のところは社会・援護局のところできちっと見ていただきたい。

五番目は、非常に大事な「働く」というところです。社会に出てきて働き、自分の力で、できるだけ自分で働いて収入を得られるようにする。そうすると、そこは職業安定局ですね。これは安定局長のところで行っていただきたい。そうしないと、刑務所から出た人や罪を犯した人が、次に職業を求めるとするのは、いま非常に困難です。なかなか前に進めない状態です。そこは、障がい者雇用とか、障がい者の能力開発とか、私どもが30年間かけてつくった仕組みの上に載せると案外やりやすいというところもありますので、そこは職業安定局が、仕組みの中に、うまく入れて取り組んでもらいたい。それを統括して事務次官が省議の中で決定をもらって、受け皿づくりに取り組んでいただく。ここは間もなく、お願いします。

、

法務省と、われわれ民間のところと、厚生労働省の7部局の人たちの責任者たちが、皆さん集まって協議をするということ、先ほどの女子刑務所のモデル事業の中でやろうと思います。社会の中の受け皿づくりから、佐賀県の古川知事が「俺は一生懸命、応援するけど、何をやればいいんだろうね」と言うから、その「何をやろうか」というのは厚生労働省の、この五つの部門から具体的に都道府県と協議をするようにしましょうと申し上げています。和歌山県も栃木県もそうです。

検察も当然、いままでの見直しのところを含めて、検察庁が当然やらなければいけないものを具体的に取り組んでいきましょう。

将来の展望: 刑法改正を目指して

そうすると、そこで、いろいろな問題が出てきて、また皆さんから、お知恵をいただいて、そこで擦り合わせていくと、少しでもいい、使いやすいものが出てくるのではないかと考えています。

今年から、3年ぐらいの間に、きちっとした法的なものを、どんなものをつくれればいいかを、しっかり見ていきたい。目指すのは、どこか。明らかに、目指すのは「刑法」の改正になります。

かつて「少年法」がつくられた時代と同じようなことになると思います。人生50年の時代につくられた「少年法」、あるいは、いまの「刑法」の仕組みは、いまは人生80年の時代ですから、その人生80年という設計図をもう1回作り直す時期に来ているのではないかと考えています。

それで初めて、私どもが、いま願う、障がい者、高齢者が安心して社会の中で生活できる、罪を犯さずに済む、あるいは、罪に問われずに済むような社会をつくっていただけるのではないかと考えております。

少し見えてきました。非常に現実的になってきております。この間、刑事局長、新たな刑事局長が1月7日に着任しました。彼は、最初の私たちが勉強会をやったときの担当者でした。法務省の責任者は彼でしたので、それが、いま、ずっと一緒に取り組んできて、今回の刑事局長になりました。そうすると方向性は、私が今日お話ししたものを前提として取り組める環境が相当出てきています。

厚生労働省も、私どもと長年一緒に取り組んできた村木厚子さんが事務次官として、そこで束ねてくれるようになっていきます。局長たちも、かつてわれわれと一緒に何かで取り組んだ人たちが、いま関わっています。あと足りないのは何かというと、よい知恵が足りないのです。私なんかありませんし、役所の中でも、いろいろなことがよく分かっている人たちが、まだ少ないのです。

それで、今日、こうやって参加いただいた皆さんのところに、それぞれの専門の方がおられると思います。それぞれが体験しておられて、「このところは、こうした方がいいよ」という知恵を、ぜひ、いただきたいのです。

質疑応答をということで、いったん、ここで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。



「被害者から見た社会の理不尽さ」



こ う の よ し ゆ き
河野 義行 氏

松本サリン事件被害者
NPO リカバリー・サポート・センター顧問
元長野県公安委員

参加費無料

要：事前申込

先着 **300** 名様

昭和25年愛知県生まれ。名城大学工学部卒業。昭和51年長野県松本市に転居。平成6年6月「松本サリン事件」に遭遇。被害者でありながら、長野県警の家宅捜索を受け、マスコミからも容疑者扱いされる。翌年3月20日「地下鉄サリン事件」が発生。結果的にサリン事件への関与が否定された。

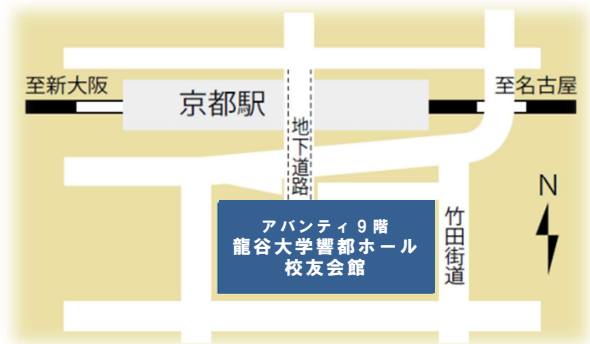
平成13年8月、犯罪被害者の支援機関として特定非営利活動法人(NPO)「リカバリー・サポート・センター」に参加、現在顧問。平成14年7月から長野県公安委員を務める。平成22年9月、鹿児島県に転居。現在は報道被害や人権問題などについて講演や執筆活動に取り組む一方、オウム真理教から分かれた「ひかりの輪」外部監査委員長やヘイトスピーチとレイシズムを乗り越える国際ネットワーク「のりこえねっと」の共同代表。

2015年 **2月15日(日)**
13:30～16:00(開場：12:30～)

龍谷大学

響都ホール 校友会館

京都市南区東九条西山王町 31 アバンティ 9F
JR 京都駅八条東口より徒歩約 1 分



◆参加申込◆

参加をご希望される方は、事前申し込みをしてください。

◆インターネットから◆

- ①矯正・保護総合センターのホームページ(<http://rcrc.ryukoku.ac.jp/>)上部にある「お申し込み」ボタンをクリックしてください。
- ②「お申し込み」フォームの必要事項(名前・住所・メールアドレスなど)を入力した後、送信ボタンをクリックしてください。
- ③登録されたメールアドレスに受付完了メールを返信いたします。

◆FAXから◆

下記の参加申込書にご記入の上、送信してください。

◆お問い合わせ◆

龍谷大学 矯正・保護総合センター

TEL:075-645-2040 FAX:075-645-2632

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67

ホームページ <http://rcrc.ryukoku.ac.jp/>

E-mail kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp

2015年2月15日 第5回矯正・保護ネットワーク講演会 参加申込書

フリガナ	当てはまるものに○をしてください。			
お名前	性別	男・女	年齢	10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上
ご住所	〒			
電話番号	FAX 番号			
メールアドレス	ご所属/ご職業 (差し支えなければ)			

FAX 075-645-2632

日本更生保護学会第3回大会開催案内

主催：日本更生保護学会

日本更生保護学会第3回大会が、龍谷大学深草キャンパスを会場に、下記のとおり開催されます。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

開催日時 2014年 **12月6日** (土) 13:00～ **・7日** (日) 9:30～
 会場 **龍谷大学深草キャンパス** 〈京都市伏見区深草塚本町 67〉
 主催 日本更生保護学会
 後援 法務省、日本更生保護協会、全国保護司連盟、全国更生保護法人連盟、全国就労支援事業者機構、
 日本更生保護女性連盟、日本BBS連盟、龍谷大学矯正・保護総合センター、日本刑事政策研究会

プログラム

12月6日【第1日目】 受付 12:00～ 〈会場：22号館1階 101教室〉

総会 (13:00～13:40)

基調講演 (14:00～15:00)

講演者 **寮 美千子** 氏 (詩人・作家・奈良少年刑務所「社会性涵養プログラム」講師)

テーマ **詩が開いた心の扉**
 ～『空が青いから白をえらんだのです 奈良少年刑務所詩集』～

学会企画シンポジウム (15:15～18:00)

テーマ **ヨーロッパの社会内処遇～更生保護とソーシャルインクルージョン～**

コーディネーター 石塚 伸一 氏 (龍谷大学教授)

シンポジスト 浜井 浩一 氏 (龍谷大学教授) 赤池 一将 氏 (龍谷大学教授)

土井 政和 氏 (九州大学教授) 小長井 賀與 氏 (立教大学教授)

情報交流会 (18:15～20:00) 〈会費制／会場：4号館地下ラウンジ〉

12月7日【第2日目】 受付 9:00～ 〈会場：22号館1～3階各教室〉

大会企画シンポジウム・自由報告 (9:30～12:30)

- 1 保護司活動の支援－更生保護サポートセンターの現状と課題を中心に－
- 2 温故知新-BBS 発祥の志をいかに活かすか
- 3 更生保護における弁護士の役割－現状と課題
- 4 薬物依存とシームレスな支援－刑の一部執行猶予制度導入の意味と影響について
- 5 医療観察－精神障害者等社会復帰促進モデル活動推進事業－
- 6 自由報告

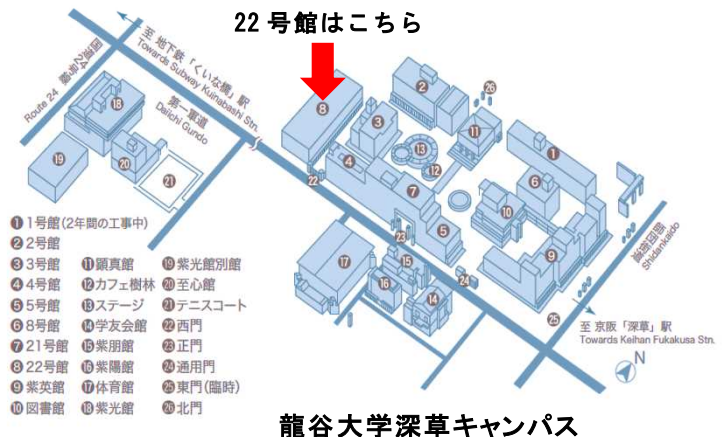
＝お知らせ＝

◆参加申込方法：参加費は事前に、下記口座までお振り込みください。

三井住友銀行渋谷支店 普通預金 9054106
 日本更生保護学会会長 藤本哲也

◆大会参加費：2,000円 (ただし、大学院生及びBBS会員である大学生は1,000円)

◆情報交流会参加費：一律 3,000円



★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

團藤重光文庫受贈記念展示会

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

故團藤重光氏から受贈した図書資料等の記念展示会を下記のとおり開催いたします。

開催期間

2014年12月1日(月)～12日(金)

開催時間

10時30分～15時30分(予定)

詳細な開催時間等については、ホームページ(<http://rccr.ryukoku.ac.jp/>)に、11月中旬頃掲載予定です。ご確認ください。

開催場所

龍谷大学深草キャンパス 至心館2階



龍谷大学 矯正・保護総合センター(至心館)

- 京阪「深草駅」下車徒歩8分
- JR奈良線「稲荷駅」下車徒歩13分
- 京都市営地下鉄烏丸線「くいな橋駅」下車徒歩5分

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67
Tel.075-645-2040 Fax.075-645-2632
URL <http://rccr.ryukoku.ac.jp/>
E-mail kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp

【訂正とお詫び】

2014年1月27日発行のVol.6に記載しました齋藤雄彦保護局長(講演当時)による特別講演会の開催曜日に誤りがございました。ここに訂正しお詫びいたします。

正:2013年11月11日(月) 誤:2013年11月11日(日)